

警備員の検定に関する講習

(警察庁生活安全局生活安全企画課)

1. 制度の概要

都道府県公安委員会は、警備業の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、警備業務に関する知識及び能力に関する検定（以下「直接検定」という。）を行うこととされている。直接検定については、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会の課程を修了した者について、その全部又は一部を免除することができることとされている。

2. 指定、登録等の基準

○ 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）

（検定）

第 23 条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

2 前項の検定は、警備員又は警備員になろうとする者が、その種別の警備業務に関する知識及び能力を有するかどうかを学科試験及び実技試験により判定することによつて行う。

3 前項の場合において、国家公安委員会の登録を受けた者が行う講習会（以下単に「講習会」という。）の課程を修了した者については、国家公安委員会規則で定めるところにより、同項の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。

4～6 （略）

（登録）

第 24 条 前条第 3 項の登録は、講習会を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第 25 条 次の各号のいずれかに該当する者は、第 23 条第 3 項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第 35 条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第 26 条 国家公安委員会は、第 24 条の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、内閣府令で定める。

一 その行う講習会が、別表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の中欄に掲げる施設及び設備を用いて、それぞれ同表の下欄に掲げる講師により行われるものであること。

二 登録申請者が、警備業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、警備業者がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、警備業者の役員又は職員（過去二年間に当該警備業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 登録は、講習機関登録簿に次に掲げる次項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第 23 条第 3 項の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録講習機関が講習会を行う事務所の所在地

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	法人番号	指定、登録の理由等
一般社団法人 警備員特別講習 事業センター	平成 17 年 12 月	東京都新宿区西 新宿 1 丁目 25 番 1 号 (03-5321-7655)	1021005003200	警備業法第 24 条の規定に基づく申請があり、同法第 25 条各号に掲げる要件に該当せず、同法第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件のすべてに適合していると認められたため。

有限会社 航空保安警備教育システム	平成 17 年 12 月	東京都江東区青海 2丁目4番 32 号 (03-5579-6955)	7010802019296	警備業法第 24 条の規定に基づく申請があり、同法第 25 条各号に掲げる要件に該当せず、同法第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件のすべてに適合していると認められたため。
特定非営利活動 法人 警備人材育成センター	平成 27 年 2 月	埼玉県さいたま市 北区西進町 2 丁目 1118 番地 4 (048-658-9233)	8030005016766	警備業法第 24 条の規定に基づく申請があり、同法第 25 条各号に掲げる要件に該当せず、同法第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件のすべてに適合していると認められたため。
一般社団法人 日本セキュリティ協会	令和 5 年 6 月	東京都千代田区 神田淡路町 1 丁目 1 番地神田クレ ストビル 301	1010005034215	警備業法第 24 条の規定に基づく申請があり、同法第 25 条各号に掲げる要件に該当せず、同法第 26 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる要件のすべてに適合していると認められたため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等のその積算根拠

料金等	積算根拠
一般社団法人警備員特別講習事業センターによる講習 ○ 1 級講習 : 33,000 円 ○ 警備業法第 21 条第 2 項に規定する教育を受けている者に対する 2 級講習 : 33,000 円 ○ 警備業法第 21 条第 2 項に規定する教育を受けていない者に対する 2 級講習 : 79,200 円 ○ 再講習 (共通) : 13,200 円	人件費、物件費 その他の経費 から算出
有限会社航空保安警備教育システムによる講習 ○ 1 級講習会 : 50,000 円 ○ 警備業法第 21 条第 2 項に規定する教育を受けている者に対する 2 級講習会 : 50,000 円 ○ 警備業法第 21 条第 2 項に規定する教育を受けていない者に対する 2 級講習会 : 95,000 円 ○ 再考査 (共通) : 10,800 円	人件費、物件費 その他の経費 から算出

<p>特定非営利活動法人警備人材育成センターによる講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1級講習会（空港保安警備業務に係るものに限る。）：55,000円 ○ 1級講習会（空港保安警備業務に係るものを除く。）：33,000円 ○ 警備業法第21条第2項に規定する教育を受けている者に対する2級講習会（空港保安警備業務に係るものに限る。）：55,000円 ○ 警備業法第21条第2項に規定する教育を受けている者に対する2級講習会（空港保安警備業務に係るものを除く。）：33,000円 ○ 再講習会（空港保安警備業務に係るものに限る。）：11,880円 ○ 再講習会（空港保安警備業務に係るものを除く。）：13,200円 	<p>人件費、物件費 その他の経費 から算出</p>
<p>一般社団法人日本セキュリティ協会による講習</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業法第21条第2項に規定する教育を受けている者に対する2級講習会：33,000円 ○ 再講習：13,200円 	<p>人件費、物件費 その他の経費 から算出</p>

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成29年）
改善すべき事項は特になし。

7. 政策評価
平成29年4月に[実施](#)。

8. [指定申請要領等](#)